インフラ整備(道路、港湾、空港)の現状 I 道路

1 道路の種類
(1)道路法(第2条、第3条)上の道路
①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④市町村道
(2)農道(土地改良法等)
(3)林道(森林法等)
(4)私道

っ 道略管理者と費用負担

2 道路管理	者と費用負担		延長	道路の定義	道路管理者	費用負担		補助の割合
							新設・改築 維持・修繕	
(1)道路法上 の道路	①高速自動車国道	有料道路方式	7.0441 (0.0%)	自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有する道路(高速自動車国道法第4条)	国	高速道路会社	会社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る 債務及び管理費を賄う(道路整備特別措置法第3条等)	
		新直轄方式	7,641km (0.6%)		(高速自動車国道法第6条)	国 都道府県(政令市)	3/4負担 (高速自動車国道法第20条①)	10/10負担 (高速自動車国道法第20条①)
	②一般国道	直轄国道(指定区間)	22,787km(1.9%)	高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。(道路法第5条) (①国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を連絡する道路 ②重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路	<新築又は改築> 国 (道路法第12条) <維持、修繕、	国 都道府県(政令市)	2/3負担 (道路法第50条①)	10/10負担 (道路法第49条)
		補助国道(指定区間外)	31,949km(2.6%)	③二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路 ④港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際 拠点港湾若しくは同法 附則第2項 に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路 ⑤国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路	その他の管理> 指定区間: 国	国 都府県(政令市)	1/2負担 (道路法第50条①)	維持: 一 (道路法第49条) 修繕:1/2以内 補助 (道路法第56条)
	③都道府県道		129,393km(10.7%)	地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。(道路法第7条) ①市又は人口5千以上の町(以下これらを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法第5条に規定する第二種漁港若しくは地方港湾、漁港漁場を構造第5条に規定する第二種漁港者しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路②主要停車場とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路④主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路④二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路⑥主要港、主要停車場又は主要な観光地とで連絡する道路⑥主要地、主要港、主要停車場とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路⑥方書は、主要港、主要停車場とを連絡する道路	都道府県(政令市) (道路法第15条)	都道府県(政令市)	1/2以内 補助 (道路法第56条)	維持: 一 (道路法第49条) 修繕:1/2補助 (修繕法第1条①)
	④市町村道		1,012,088km (84.1%)	市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。(道路法第8条)	市町村 (道路法第16条)	市町村	1/2以内 補助 (道路法第56条)	維持: 一 (道路法第49条) 修繕:1/2補助 (修繕法第1条①)
(2)農道				幅員1.8~4.0m 106,492km 幅員4.0m以上 74,301km	都道府県 359km 市町村 122,353km 同左 土地改良区等 58,080km		一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り	
(3)林道				幅員1.8~4.0m 33,820km 幅員4.0m以上 54,658km	都道府県 6,992km 市町村 78,238km 森林組合等 3,248km	同左	一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り	

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾 位置図

区分	定義(港湾法第2条②)		港湾管理者			
运 刀		総数	都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
国际联哈冷湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点 となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを 結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点 的に図ることが必要な港湾	5	1	4	0	0
	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾	103	83	16	1	3
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	809	505	304	0	0
計		935	600	328	1	6

(平成24年4月1日現在)



